

# キッチンカー等臨時売店出店者募集要項

## 1 目的

公園のにぎわいの創出と魅力ある公園づくりの一環として、公園利用者に飲食を販売提供していただけるキッチンカー等による臨時売店の出店者を募集します。

## 2 出店場所

焼津市が管理する市内の公園、緑地（別紙一覧表のとおり）

出店していただく公園は申込者の希望箇所としますが、公園施設の状況等によりお断りする場合があります。

各公園における配置箇所は申し込み時に協議して決めます。

※芝生内への車の乗り入れはできません。芝生内に簡易テント等を設置する場合は、重しによる固定とし、ペグなどの芝生を傷める機材の使用はできません。

## 3 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）

## 4 出店登録資格と制限

### （1）出店登録資格

ア 焼津市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可書を有する者

イ 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に参加している者

ウ 公園内で調理販売する場合は、営業許可書の営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業であること。

エ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有している者

オ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者

カ 別添誓約書に同意した者

キ 目的に賛同していただける者

### （2）出店登録制限

次のいずれかに該当する者は出店できません。

ア 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者

イ 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続きの申し立てがなされている者等

ウ 国税、地方税を滞納している者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
- カ 園内で政治的活動、宗教活動を行うおそれがある者
- キ 過去 3 年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

(3) 出店登録資格の取消について

次のいずれかに該当する者は出店登録を取り消します。また、焼津市が損害を被った際は、賠償請求できるものとし、登録取り消しにより出店者が被る損害に対しては、焼津市は一切責任を負いません。

- ア 出店登録後に出店登録制限に該当する事実が判明した場合
- イ 出店条件を厳守しない場合や、その他市が出店を不相当と判断した場合(出店者との協議により、改善が認められない場合を含む)

5 出店条件

(1) 出店登録有効期間

各年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日

但し、令和元年度は登録日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(2) 出店日

- ア 出店日は出店者の希望日とします。
- イ イベント開催状況等により出店が認められない場合があります。
- ウ 出店日に、同じ公園内で複数事業者による営業が行われる場合もあります。事業者数によってはお断りする場合があります。

(3) 出店日の変更及び使用料について

雨天等により出店を中止する場合には、公園指定管理者(焼津環境緑化事業協同組合)に事前に連絡して下さい。

公園管理者の都合など出店者の責めによらない理由で出店を中止した場合は使用料を還付しますが、出店者の都合(天気や気候によるものを含む)により中止した場合は還付できません。

(4) 出店時間

午前 9 時～午後 5 時までとします。それ以外の時間での出店については、あらかじめ市と協議していただきます。時間内であれば、出店時間の短縮も可能です。

(時間を短縮した場合の使用料の減額はできません。)

(5) 出店料(使用料)

焼津市都市公園条例により許可日数、許可面積に応じて使用料を全額前納にて納入していただきます。(行為許可 30 円/日・㎡)

例：使用面積 10 ㎡で 5 日間出店した場合

30 円×10 ㎡×5 日(行為許可) = 1,500 円

(6) 出店許可について

出店日、出店箇所を公園指定管理者（焼津環境緑化事業協同組合）と事前に調整し、公園内行為申請許可を申請してください。

(7) 販売品について

ア 販売する食材は、安全が認められている食材を使用してください。

イ 酒類は販売できません。

ウ 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、期限表示、製造者、販売者等を必ず表示してください。

エ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないでください。

オ 販売品及び、出店に関わる一切の責任を負うこととし、購入者に対して後日連絡を取れる体制を講じてください。

カ 登録申請時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止します。

(8) 設備・店舗について

ア 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とします。

イ 法令が定める申請、届出や、必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施してください。

ウ 出店者は、出店者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水含む）を処理してください。また購入者に対してゴミ箱への廃棄をお願いしてください。

エ 公園内の電気設備、排水設備、水道設備は使用できません。発電機等は出店者が用意してください。

オ BGM を流す場合は、公園利用者や周辺住民の迷惑にならないような音量としてください。公園によっては禁止とする場合もあります。

カ 購入者が滞在できるようなテーブルやイスの設置は認めます。（使用面積に含めます。）

キ 火気を使用する場合（キッチンカーのみ）消火器を設置してください。

(9) その他

ア 出店登録資格証、公園内行為申請許可書を移動販売車内の見やすいところに掲示してください。なお、車を使用しない場合は簡易店舗内に掲示してください。

イ 販売終了後は、現状を回復するとともに、公園内に販売物のゴミが無いか確認し、清掃を実施してください。

ウ 公園内に車を乗入れる場合は車止めの鍵を貸与します。

平日の午後5時までに受け取り（返却）に来てください。出店後、速やかに返却してください。（焼津環境緑化事業協同組合）

エ 公園内を車で走行する際は、5km/h 以下としハザードランプを点灯させてください。また、芝生内に車を乗り入れないで下さい。

オ 車両移動時以外はエンジンを停止させてください。

カ 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）は出店者が全責任を負い誠意を持って対応してください。焼津市は一切責任を負いません。

キ 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。

ク 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について焼津市は一切責任を負いません。

ケ 都市公園関係法令を順守してください。

## 6 その他

本要項に定めのない事項については、市と出店者で協議することとします。

## 7 申込提出書類（書類確認のため窓口まで持参してください。郵送不可）

- (1) キッチンカー等臨時売店出店者登録申請書
- (2) 営業許可書一式の写し
- (3) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- (4) 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- (5) 納税証明書等の未納がないことが確認できる書類
- (6) 誓約書
- (7) 車検証（キッチンカー、専用販売車）の写し
- (8) 販売車（キッチンカー、専用販売車の開店状態）、販売形態（テント等）がわかる写真画像

※写真画像に、開店時の最大幅・最大長さ・最大高さを記入してください。

※ナンバープレートが確認できる写真としてください。

※出店登録期間中に提出書類に変更が生じた場合は変更した書類を再度提出してください。

## 8 提出先（問合せ先）

〒425-8502 焼津市本町五丁目6番1号

焼津市都市整備課（アトレ庁舎2階） 電話 054-626-2165 FAX 054-626-2190

E-mail [toshisebi@city.yaizu.lg.jp](mailto:toshisebi@city.yaizu.lg.jp)

## 9 公園内行為許可提出先（焼津市都市公園指定管理者）

〒425-0022 焼津市本町二丁目13番29号

焼津環境緑化事業協同組合 電話 054-902-1437 FAX 054-628-7774

ホームページ <http://www.yaizuryokuka.com>

E-mail [green-team@ab.thn.ne.jp](mailto:green-team@ab.thn.ne.jp)

# 出店までの流れ

## ①出店登録申請

出店者

以下の書類（各1部）を焼津市へ持参（送付不可）

- ・キッチンカー等臨時売店出店者登録申請書
- ・営業許可書一式の写し
- ・食品衛生責任者（又はそれに代わる資格証明書）の写し
- ・生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- ・納税証明書等の未納がないことが確認できる書類
- ・誓約書
- ・車検証（キッチンカー、専用販売車）の写し
- ・販売車（キッチンカー、専用販売車の開店状態）、販売形態（テント等）がわかる写真画像 ※写真画像に、開店時の最大幅・最大長さ・最大高さを記入してください。※ナンバープレートが確認できる写真としてください。

焼津市都市整備課

審査（7日前後）  
出店登録資格証の  
発行

登録申請者情報の  
提供

## ②出店申請

出店1週間前までに（出来るだけ早く）

公園内行為申請、使用料の納付（焼津市指定金融機関）  
※申請書提出前に出店箇所、出店日等の調整をお願いします。

公園指定管理者  
焼津環境緑化事業協同組合

許可書、納付書  
の発行、  
鍵の受け渡し

## ③出 店

## ④出店報告

売上報告（FAX、メール可）、鍵の返却

焼津市都市整備課

鍵の返却